

## 「法務省管轄支局」を称する封書に注意！



4月に入り、県内において「法務省管轄支局管理部」を称する実在しない差出人から「訴状」と題する封書が自宅に届いたという相談が相次いでいます。

### 封書の内容【原文のまま、実物はA4サイズ】



契約内容や訴訟の内容  
がはっきりしない

訴 状

訴状番号(○)○○○号

この度ご通知致しましたのは、貴方が未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立ち合いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げのご相談に関しましては当局にて受付しておりますので職員までお問い合わせください。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。



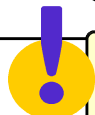
実在しない公的機関の  
ような名称を使用

訴訟取り下げ最終期日 ○年○月○○日

法務省管轄支局管理部 〒102-0000

東京都千代田区○-○-○

相 談 窓 口 03- 0000 - 0000



訴訟取下げ期日や連絡先を  
記載し、不安をあおって  
電話をかけさせようとする

### ～被害防止のポイント～

- 記載された連絡先には絶対に連絡しないでください。
- 身に覚えのないお金の請求があったら、詐欺を疑い、必ず家族や警察に相談しましょう。